第三節　水・大気環境局（第十一条―第十三条）
第四節　自然環境局（第十四条―第十九条）
第五節　環境再生・資源循環局（第二十条―第二十二条）
第二章　施設等機関（第二十三条）
第三章　地方支分部局（第二十四条）
第四章　原子力規制委員会（第二十五条）
第五章　環境省顧問（第二十六条）
附則

（削る）

（環境汚染対策室及び農薬環境管理室）

第十一条　環境管理課に、環境汚染対策室及び農薬環境管理室を置く。

（削る）

第三節　水・大気環境局（第十一条―第十二条）
第四節　自然環境局（第十三条―第十八条）
第五節　環境再生・資源循環局（第十九条―第二十一条）
第二章　施設等機関（第二十二条）
第三章　地方支分部局（第二十三条）
第四章　原子力規制委員会（第二十四条）
第五章　環境省顧問（第二十五条）
附則

（調査官）

第十一条　総務課に、調査官一人を置く。

2　調査官は、総務課の所掌事務に関する重要事項の調査並びに企画及び立案を行う。

（閉鎖性海域対策室、海洋環境室、土壌環境室、農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室並びに企画官）

第十二条　水環境課に、閉鎖性海域対策室、海洋環境室、土壌環境室、農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室並びに企画官を置く。

2　閉鎖性海域対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　閉鎖性海域（ほとんど陸岸で囲まれている海域である公共用水域をいう。第四号において同じ。）における水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）の防止のための規制に関すること（地下水・地盤環境室の所掌に属するものを除く。）。

二　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の施行に関すること。

三　有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（環境再生・資源循環局の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。）の防止のために行うもの及び次に掲げる事務を除く。）に限る。以下この条において「令第五条第十五号事務」という。）のうち閉鎖性海域に係るもの

イ　公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。

ロ　公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関すること。

ハ　環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。